

# 上の宮自治会規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は上の宮自治会(以下「本会」という。)と称し、主たる事務所を横浜市鶴見区上の宮一丁目28番上の宮自治会館に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は鶴見区上の宮一丁目全域(ただし、上の宮一丁目1番、一丁目2番、一丁目5番から7番までを除く)、上の宮二丁目全域、馬場七丁目1番、獅子ヶ谷三丁目30番及び32番を区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人で構成する。

- 2 本会へ入会及び退会しようとするものは、会長に届け出るものとする。
- 3 本会に入会及び退会の届け出があった時は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 4 会員が次の号の一に該当する場合には退会したものとする。
  - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
  - (2) 本人より本条第2項に定める退会の届け出があった場合。
- 5 会員が死亡した場合、又は失踪宣告を受けた場合は、退会したものとしみなす。

(目的)

第4条 本会は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を計ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係官庁との渉外及び一般会務に関すること。
- (2) 住民相互の連絡、会運営の広報に関すること。
- (3) 会員相互の親睦に関すること。
- (4) 防火、防犯及び防災に関すること。
- (5) 交通安全対策、指導に関すること。
- (6) 清掃、ごみ処理等の環境整備に関すること。

# 上の宮自治会規約

- (7) 保健、衛生に関すること。
- (8) 子育て、福祉及び家庭生活の改善に関すること。
- (9) 社会教育、体育に関わる行事に関すること。
- (10) 子供の保護育成に関すること並びに地域子ども会及びPTAとの連携
- (11) 自治会館利用規約に基づく維持管理に関すること。
- (12) 高齢者の福祉、健康の改善に関すること。
- (13) 行政から依頼を受けた事業に関すること。

## 第2章 役員、班長、組長

### (役員の種類別)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 会長から委嘱され総会で承認されたその他の役員
- (6) 必要に応じ顧問および相談役を置くことができる。

### (役員、班長、組長の選任)

- 第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 2 その他の役員は会員の中から、会長が委嘱する。
  - 3 班長は、各班の会員の中から互選により選出し会長が委嘱する。
  - 4 組長は、各組の会員の中から互選により選出し会長が委嘱する。
  - 5 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼任する事はできない。

### (役員、班長、組長の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときはその職務を代理する。
  - 3 会計は本会の会計事務を担当する。
  - 4 監事は、次の業務を行う。
    - (1) 本会の会計事務及び資産の状況を監査すること。
    - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

## 上の宮自治会規約

- (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不正の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求すること。
- 5 その他の役員は、担当事業を企画・立案し、本会の運営に関することを審議し業務執行する。
  - 6 班長は組長及び班全体の要望・意向等を常に掌握し、自治会に反映させ、会議の決定事項を全員に通知徹底する業務などを行う。
  - 7 組長は各組会員の要望・意向等を常に掌握して、班長に連絡し、班長からの伝達を各組会員にもれなく報知し、組内の業務を処理する。
  - 8 顧問及び相談役は会議に出席して意見をのべることができる。

(役員、班長、組長の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 その他の役員で行政から委嘱を受けた役員の任期は、その役職の規約に準ずる。
- 4 班長、組長の任期は1年とする。

(役員、班長、組長の解任)

第10条 役員、班長、組長が規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為のあったときは、総会の議決により解任することができる。

### 第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して開催の要求があったとき。
  - (3) 監事から開催の請求があったとき。

# 上の宮自治会規約

## (総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 規約に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) その他の重要事項

## (総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は第13条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

## (総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

## (総会の定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## (総会の議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (総会における会員の表決権等)

第19条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の構成会員数分の一とする。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2) 予算、決算に関する事項

## (総会の書面表決権)

## 上の宮自治会規約

- 第20条 総会は会員が所属する班長を代理人として委任する事ができる。
- 2 前項において、会員から出席の希望が無い場合は班長に委任されたものとみなす。
  - 3 やむを得ない理由のために総会に出席できない班長は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は事前に会員の承諾を得た上で他の班長を代理人として表決を委任する事が出来る。
  - 4 前3項の場合における第17条及び18条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人一名が署名押印しなければならない。

### 第4章 班長会及び理事会

(班長会及び理事会の構成)

- 第22条 理事会は細則に定める役員をもって構成する。  
班長会は、役員及び班長をもって構成する。  
ただし、理事会が出席を認めた者についてはこの限りではない。この者が会員の場合、班長会での表決権を有するが、理事会での表決権は無い。

(班長会及び理事会の招集及び審議事項)

- 第23条 班長会及び理事会は、必要に応じて会長が招集し、会の運営に関する事項を審議する。
- 2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
  - 3 班長会及び理事会の議長は会長とする。

(理事会の議事録)

- 第24条 理事会で運営に関する重要事項の議事については、次の事項を記載し

# 上の宮自治会規約

た議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 役員の現在数及び出席者数（委任状を提出した役員を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、出席者全員が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(会費及び会計処理)

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 会長は毎年度収支決算を行い、監事の会計監査を受け、総会の承認を受けなければならない。
- 3 会長は毎年度、収支予算案を作成し、総会の議決を受けなければならない。
- 4 会員は、別途細則に定める自治会費を納入しなければならない。

(経費の支弁)

第28条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(旅費、交通費)

第29条 会務のため出張したとき又は買い物等交通機関を使用し移動したときは、細則に定める費用を支給することができる。

(慶弔)

# 上の宮自治会規約

第30条 次の各号に該当したときは金品を贈り慶祝または弔意を表する。  
金額については別途細則に定める。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 地域団体役員が死亡した場合
- (3) 地域の学校その他の慶祝事業に参加した祝金
- (4) 会員が細則で定める敬老年齢に達した場合
- (5) 会員が細則で定める成人年齢に達した場合
- (6) 長きに渡り自治会運営に貢献し退任された場合

(資産の処分)

第31条 会の資産で第25条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

## 第6章 その他

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市鶴見区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第33条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員の欠乏

2 前項第3号の規定に基づき解散する場合は、総会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(委任)

第35条 この規約の施行に関し細則等必要事項は、総会の議決を得て、理事会が別に定めることができる。

# 上の宮自治会規約

(細目)

第36条 その他細目にわたるとり決め事項は、随時の会合において申し合わせ、理事会で話し合い、これを決定する。

(会館の管理運営)

第37条 本会は、別途定める「上の宮自治会館利用規約」に基づき上の宮自治会館を管理運営する。

(備え付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登録等に関する書類  
総会の議事録、収支に関する帳簿、資産目録等資産の状況を示す書類  
その他必要な帳簿及び書類を備えておくものとする。

(細則)

第39条 本規約に付帯する細則は次の通りとする。

- (1) 会員
- (2) 共有資産管理
- (3) 理事会
- (4) 会計
- (5) 慶弔金、旅費、交通費
- (6) その他

附則

この規約は昭和45年4月1日より実施する。

この規約は昭和59年4月17日一部改正

この規約は平成23年4月2日改正

この規約は令和2年9月17日改訂。